

# 『地域循環共生圏』の構築に向けた取組みを支援します

岐阜県は「飛山濃水」と呼ばれるように、各地域に美しく、豊かな自然に恵まれています。そして、その自然を活かし、東濃ひのきや長良杉などの林業、飛騨牛や長良川のアユなどの農畜水産業が営まれ、更には、飛騨の家具や関の刃物、美濃和紙、美濃焼など個性的な伝統産業が生まれ、先人たちの手で守り、伝えられてきました。

このような地域の資源を地域の皆さんが認識し、最大限活用していくことが地域の発展には欠かせませんが、今後は、地域同士がそれぞれの特性を理解し、補完し、支え合っていくことも重要となっており、国は「第5次環境基本計画」において『地域循環共生圏』の概念を提唱しました。

県では、この『地域循環共生圏』の構築に向け、地域が取り組む普及啓発や事業計画の立案などの取組みを支援します。

## 【岐阜県地域循環共生圏促進事業 概要】

### ①対象事業

- (1) 地域循環共生圏構想を知り、広めるための事業（先進地視察、シンポジウム開催など）
- (2) 地域循環共生圏に関わる主体（市町村、企業、団体等）を増やしネットワークを構築するための事業（セミナー開催、広報活動など）
- (3) 地域循環共生圏について戦略を立てるための事業（事業計画等の作成、地域の魅力を掘り起こす事業など）

※地域循環共生圏を実践する（または、実践する予定の）地域や団体等として、「環境省ローカルSDGs」実践地域等登録制度への登録を目指す事業であること。

### ②事業主体

市町村、団体、法人

### ③補助率等

補助率 10/10以内 [ 1事業あたり 下限額：300千円、上限額：1,000千円 ]

## 地域循環共生圏

- 各地域がその特性を生かした強みを発揮
  - 地域資源を活かし、**自立・分散型の社会**を形成
  - 地域の特性に応じて補完し、**支え合う**



出典：環境省「第5次環境基本計画」

## 地域循環共生圏とは？

※国「第5次環境基本計画」から抜粋

各地域がその特性を活かした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的つながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで、新たなバリューチェーンを生み出し、地域資源を補完し支え合いながら農山漁村も都市も活かす「地域循環共生圏」を創造していくことを目指す。